

An illustration of a coastal scene. In the top right corner, there are pink cherry blossom branches. The sky is blue with several white clouds. In the middle ground, there are green hills with a small red house on the left and another red house on the right. A sandy path leads from the foreground towards the water. Two people are walking on the path, and another person is standing on the right, looking out at the sea. The water is blue with white foam from the waves.

成田空港の更なる機能強化に伴う 住宅防音工事助成のご案内

対象となる住宅

住宅防音工事の概要

NAAが実施する防音工事助成の内容（工法）

助成手続きの流れ

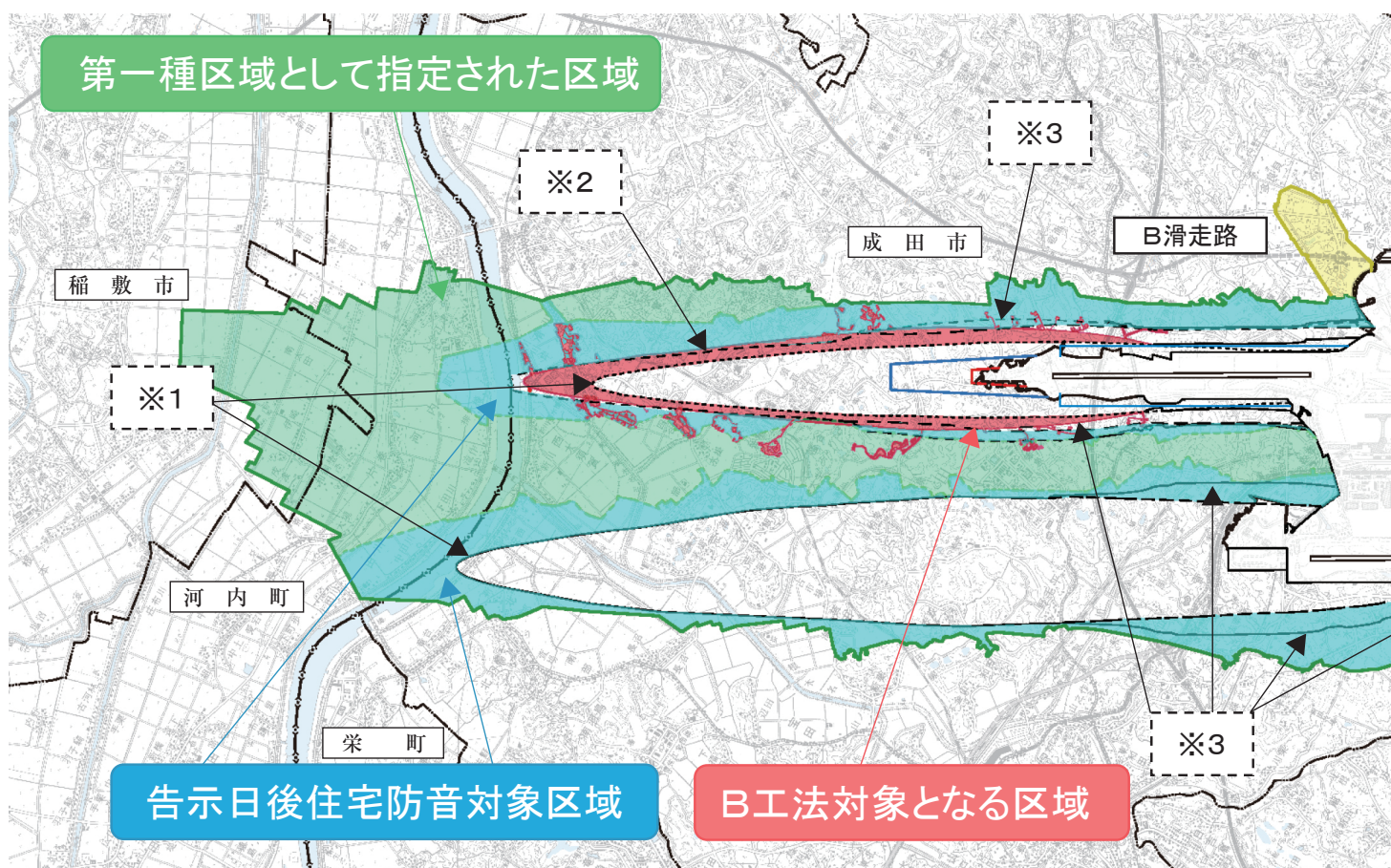
よくあるご質問

成田国際空港株式会社

NAA
NARITA AIRPORT

防音工事助成の区域概要図

(令和2年4月1日告示)



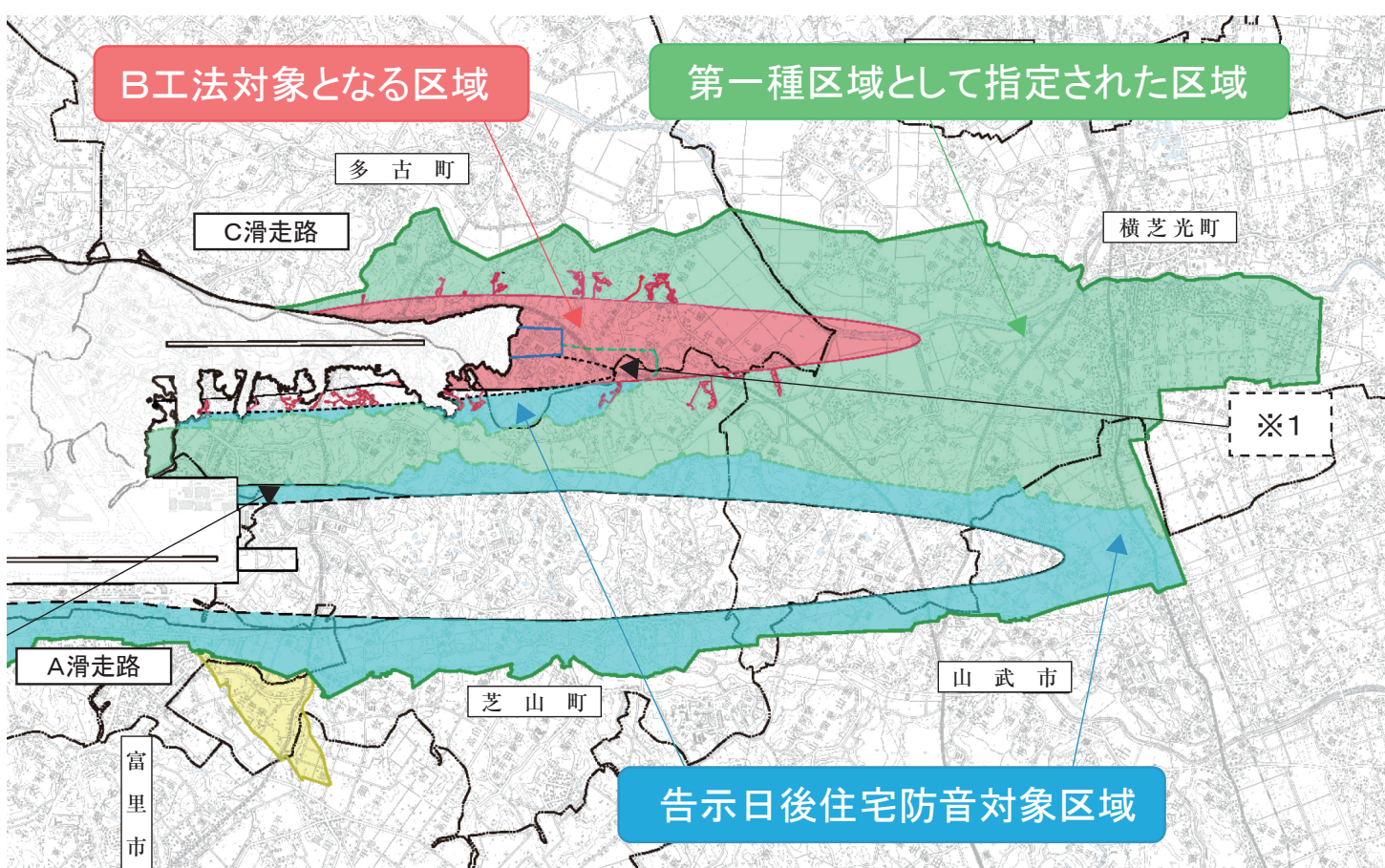
航空機騒音障害防止地区
都市計画決定日

※1: 平成13年 5月11日

※2: 平成19年12月28日

※3: 平成23年11月11日

都市計画決定日以降に建築された住宅
は、防音工事助成対象外となります。



対象となる住宅

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）に基づき、国土交通省が告示した騒音区域内の住宅（既にNAAの防音工事助成対象住宅を除く。）のうち、一定の条件を満たす住宅が、防音工事助成の対象となります。

1. 令和2年4月1日時点で、**前ページの緑色の区域内**に現に所在している住宅。
2. 令和2年4月1日時点で、**前ページの青色の区域内**及び**赤色の区域内**に現に所在している住宅。

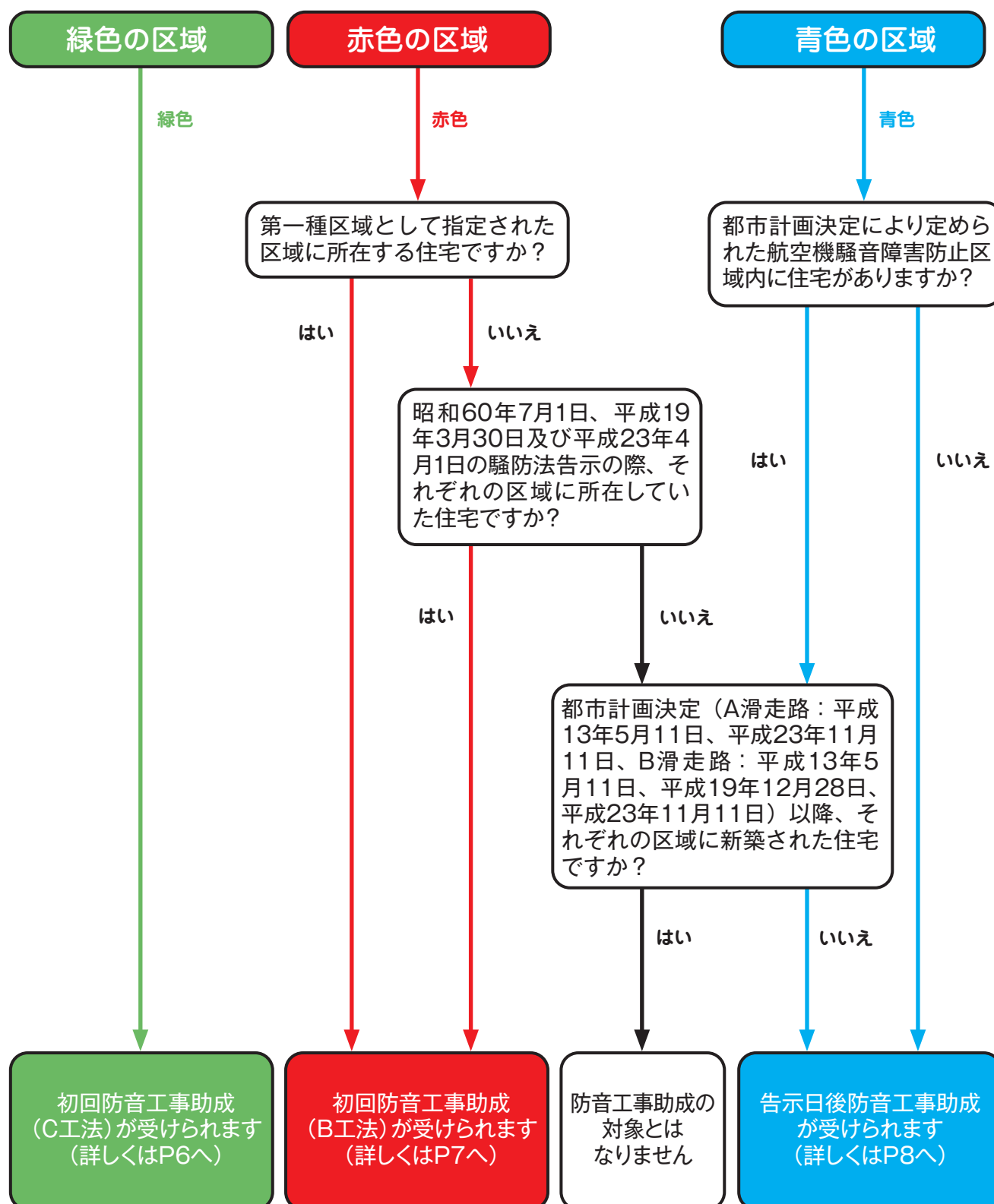
注1：ただし、都市計画決定（A滑走路：平成13年5月11日、平成23年11月11日、B滑走路：平成13年5月11日、平成19年12月28日及び平成23年11月11日）により定められた航空機騒音障害防止地区内に、その都市計画決定以降に新築された住宅は、自己防音が義務化されておりますので、防音工事助成の対象にはなりません。

注2：都市計画決定（令和2年4月1日）により定められた航空機騒音障害防止特別地区内（**前ページの赤色の区域内**）では、防音工事内容が変更となるため、既にNAAなどからの防音工事助成を受けた住宅でも追加工事の対象となります。

判定フロー図

住宅の所在地、建築年等により助成される内容が異なりますので、詳細は市町の担当窓口（P13 参照）にお問い合わせください。

なお、判定基準は、以下フロー図のとおりです。

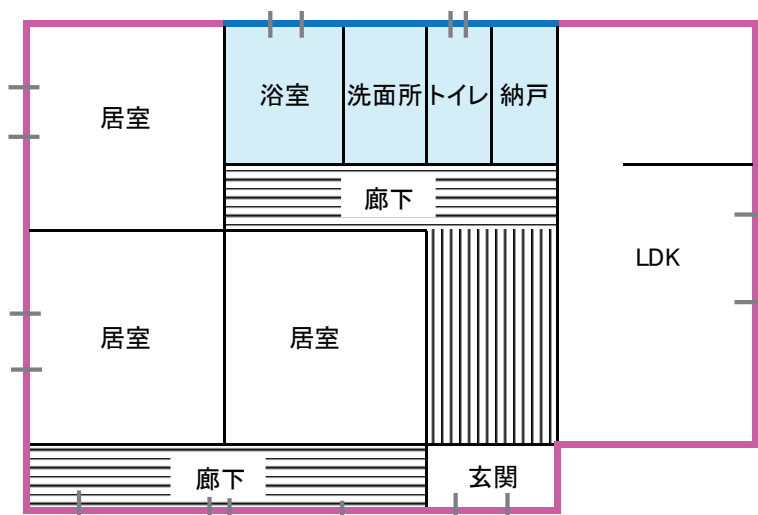


住宅防音工事の概要

住宅防音工事は、外郭施工の方法によって航空機騒音の影響を軽減させ、室内において静穏な生活環境が保たれるよう実施するものです。

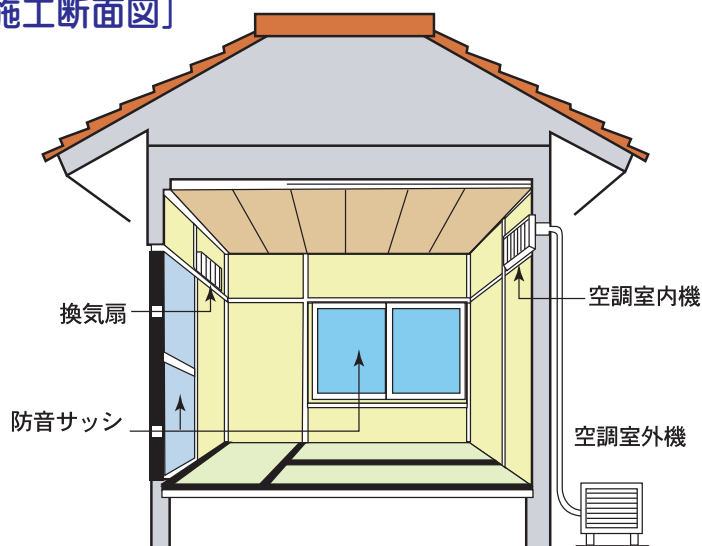
具体的には、住宅の開口部（窓、出入口）の建具に防音サッシ、防音ドア等を使用して防音します。一定の遮音性能を有するペアガラスを使用することもできます。開口部の工事だけでは防音効果が得られない場合には、所要の工事を施します。また、防音工事を実施する住宅には、施工により室内の気密性が上がるため、空気調和機器（冷暖房設備、換気扇、レンジフード）を設置します。

〔施工範囲〕



既に関係市町、成田空港周辺地域共生財団及びNAAの防音工事助成を受けた住宅について、水色の部分を廊下に面したドア等により防音区画を形成している場合には、外窓（青線上の窓）は対象にはなりません。

〔施工断面図〕



NAAが実施する防音工事の助成内容（工法）

防音工事及び空気調和機器の設置に要する費用の助成を行います。

防音工事の助成内容（工法）は、住宅の所在地や建築年月日等により異なります。

【初回防音工事助成（C工法）について】

- 防音工事がなされていない住宅が、既存の普通サッシを防音サッシに取り替える、既存の普通サッシに内窓を取り付ける等の工事を行う場合に、下表のとおりその費用を助成します。
- 空気調和機器は、居住する人数に応じて、それぞれ下表の台数を上限として、設置費用を助成します。
- 既に関係市町又は成田空港周辺地域共生財団による防音工事助成を受けている住宅については、定められている防音の設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事助成の対象となります。空気調和機器については、設置限度台数まで追加することができます。

【防音工事助成内容】

項 目		対 策 内 容			
C 工 法	開口部（建具）	玄関、窓等の防音対策			
		1人世帯 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	1台	2台	2台	2台
	換気設備設置限度台数 （レンジフード含む）	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	290万円	410万円	540万円	670万円
自己負担		助成限度額内の場合には、防音工事及び空調機の設置に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。 設計監理費については、NAAが100%負担します。			

※ 1人世帯については、別の敷地に居住する直系卑属2親等内の血族（子・孫）がいることを戸籍謄本、戸籍抄本等により確認できる場合には、2人世帯とみなし、防音工事助成の限度額を引き上げます。

【初回防音工事助成（B工法）について】

- 防音工事がなされていない住宅が、壁及び天井に減音材を施す工事や、既存の普通サッシを防音サッシに取り替える、既存の普通サッシに内窓を取り付ける等の工事を行う場合に、下表のとおりその費用を助成します。
- 空気調和機器は、居住する人数に応じて、それぞれ下表の台数を上限として設置費用を助成します。
- 既に関係市町、成田空港周辺地域共生財団又はNAAによるC工法の防音工事助成を受けている住宅については、B工法で定めている防音の設計基準を満たさない部分についてのみ助成の対象となります。空気調和機器については、設置限度台数まで追加で助成することができます。

【防音工事助成内容】

項 目		対 策 内 容			
B 工 法	開口部（建具）	壁、天井に減音材、玄関、窓等の防音対策			
		1人世帯 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	2台	3台	4台	4台
	換気設備設置限度台数 （レンジフード含む）	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	590万円	760万円	960万円	1,150万円
自己負担		助成限度額内の場合には、防音工事及び空調機の設置に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。 設計監理費については、NAAが100%負担します。			

※ 1人世帯については、別の敷地に居住する直系卑属2親等内の血族（子・孫）がいることを戸籍謄本、戸籍抄本等により確認できる場合には、2人世帯とみなし、防音工事助成の限度額を引き上げます。

【告示日後防音工事助成（C工法 または B工法）について】

- 防音工事がなされていない住宅が、既存の普通サッシを防音サッシに取り替える、既存の普通サッシに内窓を取り付ける等の工事を行う場合に下表のとおりその費用を助成します。
- また、都市計画決定（令和2年4月1日）により定められた航空機騒音障害防止特別地区内の住宅では、開口部の防音対策に加え、壁及び天井に減音材を施す工事（B工法）も助成対象です。
- 空気調和機器は、居住する人数に応じて、それぞれ下表の台数を上限として設置費用を助成します。告示日後住宅防音工事対象の住宅の空気調和機器の設置工事費については、一部自己負担となります。
- 既に関係市町又は成田空港周辺地域共生財団による防音工事助成を受けている住宅については、定められている防音の設計基準を満たさない部分についてのみ防音工事助成の対象となります。空気調和機器については、設置限度台数まで追加することができます。

【防音工事助成内容】

項 目		対 策 内 容			
C工法	開口部（建具）	玄関、窓等の防音対策			
		1人世帯 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	1台	2台	2台	2台
	換気設備設置限度台数 （レンジフード含む）	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	290万円	410万円	540万円	670万円
B工法	開口部（建具）	壁、天井に減音材、玄関、窓等の防音対策			
		1人世帯 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
	冷暖房機 設置限度台数	2台	3台	4台	4台
	換気設備設置限度台数 （レンジフード含む）	3台	4台	5台	6台
	助成限度額	590万円	760万円	960万円	1,150万円
自己負担		助成限度額内の場合には、防音工事に要する費用はNAAが100%負担します。助成限度額を超える額は、自己負担となります。空気調和機器の設置工事費については、一部自己負担があります。設計監理費については、NAAが100%負担します。			

※ 1人世帯については、別の敷地に居住する直系卑属2親等内の血族（子・孫）がいることを戸籍謄本、戸籍抄本等により確認できる場合には、2人世帯とみなし、防音工事助成の限度額を引き上げます。

助成手続きの流れ

1 工事の申し込み

防音工事助成を希望される方（申請者）は、申請書（助成対象騒音防止工事認定申請書）を住宅が所在する市役所又は町役場に提出してください。申請書は、市役所又は町役場の担当窓口（P13）にあります。



2 工事の認定

NAAは、市役所又は町役場経由で提出された申請書を審査し、現地調査を行った後、認定書（助成対象騒音防止工事認定書）を申請者あてに送付します。現地調査の日程については、NAAの担当者が事前に電話でご都合をお伺いします。



3 助成金の交付申請

申請者は認定書を受領された後、設計監理会社と住宅防音工事に関する業務について委託契約を結んでいただきます。（※）

委託を受けた設計監理会社は、申請者と打合せをしながら防音工事の設計をまとめていきます。設計内容と助成金額については、NAAにて内容の確認を行います。

確認後、申請者に代わって設計監理会社が助成金交付申請書を作成しNAAに提出します。



4 助成金の交付決定

NAAは、助成金交付申請内容を審査し、助成金交付決定通知書を申請者あてに送付します。



5 工事の発注

申請者は助成金交付決定通知書を受領後、希望する工事施工会社と工事請負契約を結んでいただきます。（※）



6 工事の完了

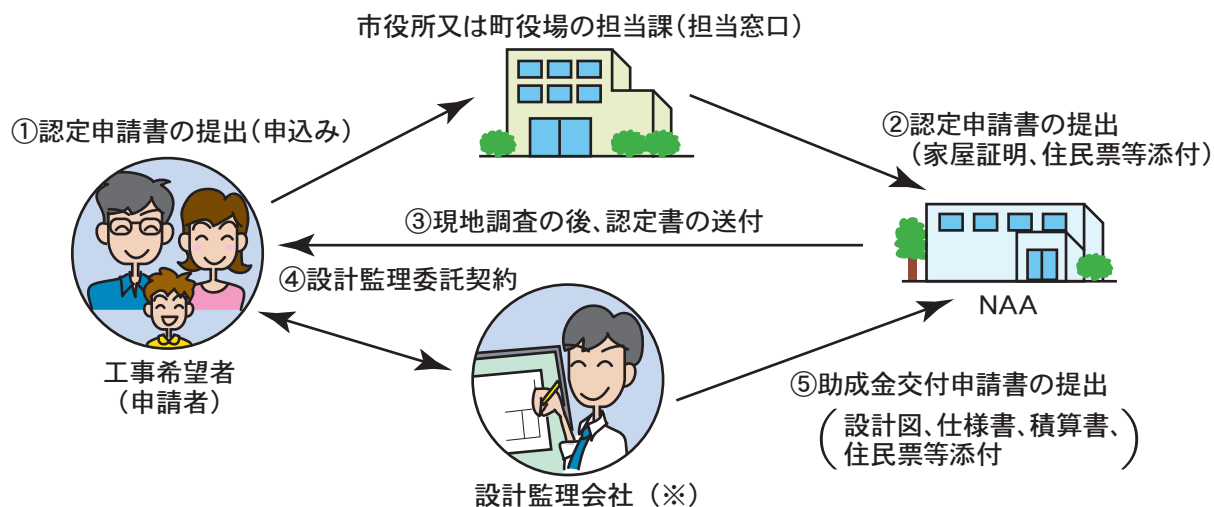
工事が完了すると、NAAの検査員が設計監理会社及び工事施工会社立会いのうえ現地での検査を行い、工事の完了を確認します。確認後、別途申請者あてに助成金額確定通知書を送付します。



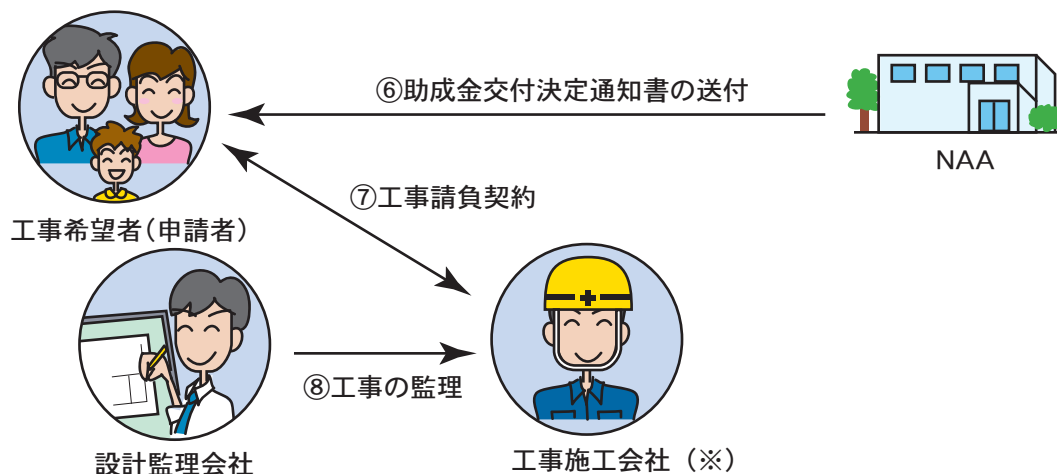
7 助成金の給付申請

申請者は助成金額確定通知書を受領後、助成金給付申請書をNAAに提出してください。助成金はNAAから設計監理会社及び工事施工会社へ支払いますので、助成金の請求については、設計監理会社及び工事施工会社へ委任していただき、委任状を提出してください。

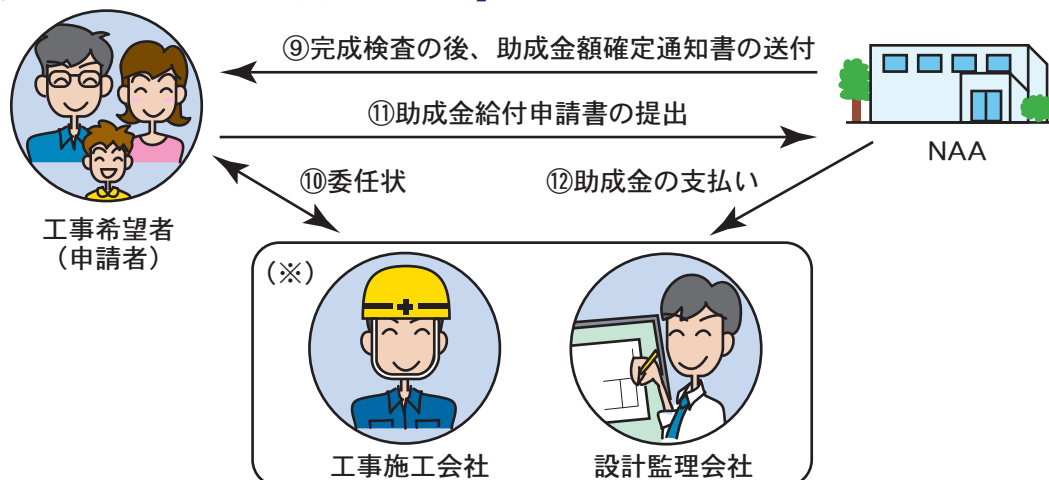
【申込みから助成金の交付申請まで】



【助成金の交付から着手まで】



【工事完了から助成金の支払いまで】



(※)設計監理会社と工事施工会社は、同一会社でも可能です。ただし、工事施工会社が設計業務を行う場合は、建築士事務所登録が必要です。
 工事の施工にあたり、工事金額によっては施工会社が建設業許可を受けていることが必要な場合があります。
 軽微な建設工事(建築一式工事:工事費1,500万未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事:工事費500万未満)においては、建設業許可は不要です。詳しくはお問合せください。

よくあるご質問

Q1 住宅防音工事助成の申し込みをしたいのですが、どうしたらいいですか？ A1

防音工事助成を希望される方(申請者)は、市役所又は町役場の担当窓口(P13参照)にある申請書(助成対象騒音防止工事認定申請書)を提出してください。事前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認していただくことをお勧めします。なお、認定後に建て替え等の予定がある場合は、防音工事助成の対象外となるケースがありますので、詳しくは、市町の担当窓口でお問合せください。

Q2 工事会社がよく営業に回ってきますが、NAAが会社を指定しているのですか？ A2

NAA が防音工事の会社を指定、斡旋することはありません。申請者において、設計監理会社と工事施工会社を選んでいただきます。

Q3 設計監理会社と工事施工会社は同じ会社(系列会社)でもよいですか。 A3

設計監理と工事施工は、同一会社(系列会社)でも可能です。ただし、設計監理業務を行う会社は、建築士事務所登録が必要です。また、工事の施工にあたり、工事金額によっては施工会社が建設業許可を受けていることが必要な場合があります。軽微な建設工事(建築一式工事:工事費1500万未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事:工事費500万未満)においては、建設業許可は不要です。

Q4 設計監理会社、工事施工会社との契約は誰が行うのですか？ A4

申請者が、各々の会社と契約を結んでいただきます。また、設計監理会社及び工事施工会社が決まっていない申請者には、設計や工事施工に対応いただける会社の一覧をお渡しすることも可能ですので、市役所又は町役場の担当窓口もしくは NAA にお問い合わせください。

Q5 設計監理会社を変えたいのですが可能ですか。 A5

契約済み・未契約に関わらず設計監理会社を変更することは可能です。ただし、それまでにかかった設計監理の費用が申請者の負担となる可能性がありますので、設計監理会社とご相談ください。

Q6 自己負担はあるのですか？ A6

助成限度額内の場合には、防音工事・空気調和機器の設置に要する費用及び設計監理費は NAA が 100%負担します。(ただし、告示日後住宅防音工事対象の住宅については、空気調和機器の設置工事費の一部が自己負担となります。)
なお、助成限度額内の場合であっても、工事内容によっては申請者の負担が生じる可能性がありますので、詳しくはお問合せください。

Q7 工事を途中で中止したいのですが？ **A7**

工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計監理や工事などの費用は、申請者の負担となりますので、十分にご注意下さい。

Q8 ペアガラスを採用したいのですが、助成額の上限はありますか？ **A8**

市販防音サッシ代金とペアガラス代金の合計額に対し、NAA 標準仕様の特殊防音サッシ代金と単板ガラス代金の合計額を超えない範囲で助成します。

Q9 防音工事助成で設置した空気調和機器が故障した場合には、修理してもらえるのですか？ **A9**

住宅防音工事助成で設置した空気調和機器が故障した場合には、申請者ご自身で修理していただきますが、設置後10年以上経過し、故障しているか、もしくは近々故障の恐れがあり、その機器を取り替えなければならない場合、その機器を更新するための助成制度があります。(ただし、工事費の一部が申請者の負担となります。)

Q10 防音工事を実施した住宅が老朽化し、建て替えが必要になった場合には助成制度はありますか？ **A10**

防音工事を実施した住宅が法定耐用年数(木造の場合22年)を経過し、かつ防音工事実施後10年以上経過しているなど、所定の要件を満たしている場合に、同一敷地内での建て替え工事に際し、再助成する制度(併行防音構造工事)があります。

Q11 認定書の交付申請期限を過ぎてしまいました。どうしたらいいですか。 **A11**

申請期限はあくまでも目安ですので、交付申請期限を過ぎてしまっても問題ありません。



住宅防音工事の問い合わせ先

住宅防音工事の内容等について、詳しくは下記へお問合せください。

成田国際空港(株)

地域共生部 住宅防音工事担当

〒282-8601

成田市成田国際空港内 NAAビル

TEL 0476-34-5874

✉ naa-bouon@naa.jp

成田市役所

空港部 空港対策課

〒286-8585

成田市花崎町760

TEL 0476-20-1521

芝山町役場

企画空港政策課 空港地域振興係

〒289-1692

芝山町小池992

TEL 0479-77-3906

横芝光町役場

企画空港課 空港班

〒289-1793

横芝光町宮川11902

TEL 0479-84-1279

山武市役所

空港地域振興課 空港地域振興係

〒289-1593

山武市松尾町五反田3012

松尾IT保健福祉センター内

TEL 0479-80-7115

多古町役場

空港まちづくり課

空港地域振興室 空港地域振興係

〒289-2292

多古町多古584

TEL 0479-76-5408

河内町役場

生活環境課

〒300-1392

河内町源清田1183

TEL 0297-84-6957

稲敷市役所

市民生活部 環境課

〒300-0595

稲敷市犬塚1570-1

TEL 029-892-2000